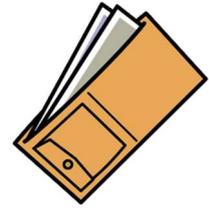


# 国民年金のお金を免除する手続きについて

2024年7月から2025年6月分までの国民年金のお金を免除する手続きが7月1日(月)からはじまります。手続きした日から2年1か月前までの期間分も手続きできます。



2025年3月までの国民年金のお金は1か月に16,980円です。

## 国民年金のお金の免除とは

国民年金のお金を払わない または お金を払う期限を長くする 手続きです。

手続きできる人は お金がない人など 払うことがむずかしい人 だけです。

給料などの条件があります。国民年金を払わないままにしておくと 年金をもらうことができません。

払うことがむずかしい人は 手続きしましょう。

## 赤ちゃんが生まれる前と後の国民年金のお金の免除について

手続きをすると 赤ちゃんが 生まれる前と後の 国民年金のお金を 払わなくていいです。

払わなくていい人は お母さんだけです。

2019年2月1日から 赤ちゃんを生んだお母さんが 手続きできます。

## 問い合わせ

- 各年金事務所 静岡 ☎054-203-3707 清水 ☎054-353-2233
- 各区保険年金課 葵区 ☎054-221-1065 駿河区 ☎054-287-8624  
清水区 ☎054-354-2134



しずおかしこくさいこうりゅうか  
静岡市国際交流課が  
にほんご  
やさしい日本語にしました。